

岡田事務所通信

令和2年7月号(第179号)

社会保険労務士法人岡田事務所
〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号
TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604
E-mail : support@office-okada.jp
URL : <http://www.office-okada.jp/>

コロナで解雇・見込み計 1,348 人 休業 6 万人超 北海道労働局

北海道労働局は、新型コロナウイルス感染拡大による影響で、2月14日から4カ月余りで少なくとも道内193事業所が1,348人を解雇、または解雇見込みとしていると発表しました。休業は4,536事業者、6万8,393人に上り、同局は「失業者が増えることを懸念する」として、国の制度資金の活用などを呼びかけています。

労働局がハローワークの窓口で把握した数値で、1,348人のうち、178事業所の940人はすでに解雇されています。業種は宿泊業や運輸業、飲食業のほか、土産物店といった小売業などが多くなっており、解雇や休業を行う可能性があるとの相談は4,449事業所から寄せられ、影響を受けると予想される人数は1万7,205人となっています。

なお、全国では新型コロナウイルス関連の解雇や雇い止めが見込みも含めて6月上旬時点で2万540人となっています。2月から集計を開始し、5月下旬には1万人を超えていました。それから2週間で倍増し、雇用環境の悪化ペースが勢いを増していることが鮮明となりました。

最低賃金の議論開始 中小企業「引き上げ凍結を」

2020年度の最低賃金を巡る議論が、労使の代表が集まる厚生労働省の審議会で始まりしました。新型コロナウイルスによる景気低迷で、中小企業などは引き上げの凍結を主張する一方で連合は生活が苦しい人を支えるための引き上げを求めており、議論はもつれる見込みです。

最低賃金は企業が最低限支払う賃金水準を法律で義務付けるもので、引き上げは労働者の所得環境を改善する一方で、企業は負担が増え、解雇が増える懸念もあります。加藤厚生労働相はコロナ禍で大幅な引き上げは難しいと示唆したとみられます。

審議会は7月下旬に全国平均の引き上げ額の目安を決め、これを踏まえて全国の都道府県が各地の実額を決めます。2016年度からは毎年20円を超える引き上げが続いています。

審議会は毎年、最低賃金の目安を示しますが、リーマン・ショック後の景気低迷を受け09年度に目安を示さなかったことがあります。

障害者の就職、10年連続で最多 10万3千人、就職率は46%

厚生労働省は、2019年度にハローワークを通じて就職した障害者は延べ10万3,163人で、10年連続で過去最多を更新したと発表しました。18年度より845人、0.8%増えました。

障害者雇用促進法では、国や自治体、民間企業に一定割合以上の障害者を雇うよう義務付けています。18年4月にこうした「法定雇用率」が引き上げられており、厚労省は「年々企業の障害者雇用への理解が進み、当事者の意欲も高まっている」と分析しています。

19年度に新たに就職を希望した障害者は18年度より5.7%増の延べ22万3,229人で、実際の就職率は46.2%となっています。



- 青い池（美瑛町） -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【パワーハラスメント（パワハラ）】

パワハラとは職場において、職権などの力関係を利用して相手の人格や尊厳を侵害する言動を繰り返し行い、いじめや嫌がらせと行った精神的な苦痛を与えることをいいます。パワハラに対し、会社側が予防や適切な対応を行わなかった場合には会社側も責任を問われるケースがあります。会社側のパワハラ対応策としては、会社としての方針を明確にし、予防措置を周知徹底し、発生の際の苦情窓口の設置を行い、問題が生じた際にはプライバシーへの配慮をしつつ迅速かつ適切に解決措置を講じる必要があります。（中小企業では2022年4月からパワハラ防止法が施行されます）

事務所より

早いもので今年も半分が経過してしまいましたが、新型コロナウイルスの影響により生活環境が一変したこともあり、時間の経過が実感できていないような気がします。年が明けたときには、まさかこんな1年になるとは思いもしませんでした。現在の状況を受け止め、一人一人ができる対応策を模索していくしかないように思います。経済活動も徐々に再開される中、感染予防を徹底しながら、日々の生活を少しずつ取り戻していきたいものですね。

今月の記事にも載せましたが、新型コロナウイルスの影響により雇用環境が急速に悪化しています。業種により差はありますが、今後様々な業種に波及していくことも考えられます。昨年までは極端な人不足の状態が続いていましたが、今後は業種によっては新卒採用を含め、採用者が大きく減少することが予想されます。会社においては厳しい経営状況が続く場合でもやはり退職勧奨や解雇は最終手段と考え、雇用の維持を前提に経営を考えるべきかと思えます。そのためには各機関の融資制度や各種給付金、そして雇用調整助成金等の使えるものをフル活用し、企業活動を維持していくことになるかと思えます。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

今月は社会保険の算定基礎届の提出時期となっておりますが、算定基礎届で決定された標準報酬については今年の9月分給与（10月に支払う給与分）から反映されます。変更改定時期になりましたら、弊社より改定後の社会保険料控除額を別途お知らせ致しますので、ご参照くださいますようお願い致します。（その前に月額変更等で控除額が変更になる場合には事前にその内容をお知らせ致します）なお、新型コロナウイルスの影響に伴う休業で標準報酬が著しく下がった場合、随時改定（4ヶ月後に改定）を待たずに特例により翌月から標準報酬を改定できるケースもありますので、該当しそうな事案等ありましたらご相談ください。

